（江戸川区）

**○**[**江戸川区公衆浴場法施行条例**](http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/edogawa/D1W_resdata.exe?PROCID=867992193&CALLTYPE=1&RESNO=18&UKEY=1364984608044)

平成二十四年三月三十日

条例第二十二号

第一条から第二条　＜省略＞

（衛生及び風紀に必要な措置等の基準）

第三条　法第三条第二項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一から五　＜省略＞

六　浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準（ハ及びニの基準を除く。以下この号において同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

イ　濁度は、五度以下とすること。

ロ　過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき二十五ミリグラム以下とすること。

ハ　大腸菌群数は、一ミリリットル中に一個以下とすること。

ニ　レジオネラ属菌は、検出されないこと。

七　浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。

八　浴槽水は、一日一回以上換水すること。

九　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。

イ　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

ロ　貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

十　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

イ　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

ロ　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

ハ　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

ニ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

ホ　浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

＜中略＞

三十四　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

イ　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

ロ　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ハ　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

ニ　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

ホ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

ヘ　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

＜中略＞

３　営業者は、公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

＜以下省略＞

**○**[**江戸川区公衆浴場法施行細則**](http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/edogawa/D1W_resdata.exe?PROCID=868418412&CALLTYPE=1&RESNO=19&UKEY=1364985030670)

平成二四年　三月三〇日

規則第三七号

第一条から第八条　＜省略＞

（貯湯槽を使用するときの措置）

第九条　条例第三条第一項第九号イの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

２　条例第三条第一項第九号ロの規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置）

第十条　条例第三条第一項第十号イの規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

２　条例第三条第一項第十号ロの規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

３　条例第三条第一項第十号ハの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

４　条例第三条第一項第十号ホの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

＜以下省略＞